

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示..... (広報広聴課)	70
○特定調達契約に係る入札の公告..... (広報広聴課)	71
○水資源保全地域の指定..... (土地水対策課)	72
○水資源保全地域の指定の一部改正..... (土地水対策課)	73
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	76
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	77
○土地改良法による国営換地処分..... (農業施設管理課)	77
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり 知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	77
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	77
○漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定の一部改正..... (漁港漁村課)	77
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	77
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等..... (維持管理防災課)	78
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	78
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	79
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	80
○特定調達契約に係る入札の公告.....	81
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	82
○特定調達契約に係る入札の公告.....	83
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	84
○特定調達契約に係る入札の公告.....	85

告 示

北海道告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和6年2月27日に一般競争入札の公告を行う令和6年度(2024年度)広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務
- (2) 資 格 令和6年度(2024年度)広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 令和6年度(2024年度)広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道の指示に基づき、広報紙の制作及び配布等に関し、対面や各種通信手段の活用により速やかに協議できる体制が整っており、書類受け渡しのため来庁が可能であること。(1号の制作ごとに複数回実施。)
- (2) 資格審査を申請する日の直前2年間に、国又は地方公共団体と本業務と同種の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年2月27日(火)から同年3月18日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.html>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道総合政策部知事室広報広聴課 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5110 |

北海道告示第90号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
令和6年度（2024年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道告示第89号に規定する令和6年度（2024年度）広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 令和6年3月18日（月）午後5時まで（送付による場合は、必着）
- (2) 提出場所
ア 提出先の名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 提出方法 資格審査の申請と同時に提出可

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎塔屋共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）
- (2) 入札日時 令和6年4月8日（月）午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

(1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書及びあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をしたものを落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 令和6年3月4日(月)午前11時
イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁本庁舎11階共用会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
ウ 電 話 番 号 011-204-5110

(3) 契約の履行

ア この契約に係る監督又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。
イ 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations paper "Hokkaido" 1 (one) set
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 8, 2024
C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5110

北海道告示第91号

北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針(以下「地域別指針」という。)を定め、令和6年3月15日から施行する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定番号 第185号
(2) 名 称 士別市内大部地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 士別市上士別町2445番地1、2445番地3から6まで、2446番地、2789番地2、3617番地1、5019番地、5020番地1、5020番地3(士別市内大部地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
(4) 地域別指針 次のとおり
- 2(1) 指定番号 第186号
(2) 名 称 大空町東藻琴山園地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 網走郡大空町東藻琴山園726番地、731番地、733番地1、733番地5及び6、741番地1、741番地3、742番地(大空町東藻琴山園地区水資源保全地域区域図に示すとおり)
(4) 地域別指針 次のとおり
- 3(1) 指定番号 第187号
(2) 名 称 大空町東藻琴末広地区水資源保全地域
(3) 指定の区域 網走郡大空町東藻琴末広530番地、531番地1、612番地1、612番地9及び10、616番地、618番地2及び3、619番地、620番地、621番地、622番地1から4まで、622番地6から8まで、622番地11及び12、622番地14、622番地23、622番地25、622番地28及び29、622番地31から35まで、622番地37、622番地41、622番地45から52まで、652番地1から4まで、653番地、654番地1、654番地3、655番地1、655番地7及び8、656番地1から9まで、657番地1から5まで、658番地1及び2、659番地1、659番地4、660番地1から12まで、660番地14から18まで、660番地22、660番地28、660番地30、660番地32、660番地47、660番地53から60まで、660番地62、660番地64から70まで、660番地74から105まで、660番地108から110まで、660番地112、661番地1から3まで、661番地5、661番地6、661番地9、661番地11、661番地20、661番地22から49まで、662番地、664番地、665番地1及び2、666番地、667番地1及び2、668番地、670番地1から4まで、670番地7から13まで、670番地15、671番地、672番地6、678番地1から4まで、678番地6から8まで、678番地10、

678番地12、678番地14から16まで、678番地18から22まで、678番地24から26まで、678番地29から31まで、679番地1から3まで、長狭物10209、10210、10218から10224まで、10235、20105-1000、20106、20108、20111-1000、20115-1000、20116、30005、30007、東藻琴山園372番地、373番地1から4まで、374番地1から4まで、375番地1及び2、375番地7及び8、375番地10から12まで、376番地、377番地1及び2、378番地1及び2、379番地1及び2、380番地1及び2、380番地5、380番地7から11まで、381番地1、382番地1及び2、長狭物10013から10015まで、10055から10060まで、20005-1000、20006-1000、20025-1000、30006、30112（大空町東藻琴末広地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び関係（総合）振興局地域創生部地域政策課に備え置いて、縦覧に供する。）

北海道告示第92号

令和5年北海道告示第26号（水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正し、令和6年3月15日から施行する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

1の事項を次のように改める。

1(1) 指定番号 第184号

(2) 名称 厚岸町太田・南片無去地区・標茶町片無去塘路中チャンベツ地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 厚岸郡厚岸町片無去1番地、2番地、3番地、4番地、18番地1から5まで、18番地64から72まで、18番地99から105まで、19番地1から132まで、20番地1、20番地3から81まで、60番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地1及び2、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地1から5まで、85番地1及び2、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、101番地、103番地、109番地、111番地、115番地、116番地、117番地、118番地、120番地、160番地1、160番地3から349まで、162番地1から42まで、163番地1、163番地3から166まで、174番地1から107まで、182番地1から108まで、198番地、

200番地、202番地、203番地、237番地、241番地、242番地、244番地、245番地、246番地、277番地、280番地、285番地、291番地1及び2、293番地、294番地、295番地1から96まで、333番地、334番地、336番地、340番地1から4まで、342番地、343番地、344番地、345番地、346番地、347番地、348番地、349番地、350番地、351番地、352番地、353番地、354番地、360番地、362番地、363番地、364番地1及び2、365番地、366番地、367番地、368番地、369番地、370番地、371番地、372番地、373番地、374番地、375番地、376番地、377番地、378番地、379番地、380番地、381番地、382番地、383番地、384番地、385番地、387番地、388番地、389番地、390番地、391番地、392番地、393番地、394番地、395番地、396番地、397番地、398番地、399番地、400番地、401番地、402番地、403番地、404番地、405番地、406番地、407番地、408番地、409番地、410番地1、411番地、412番地、413番地、414番地、415番地、416番地、417番地、418番地、419番地、420番地、421番地、422番地、423番地、424番地、425番地、426番地、427番地、428番地、429番地、430番地、431番地、432番地、433番地、434番地、435番地、436番地、437番地、438番地、439番地、440番地、441番地、442番地、443番地、444番地、445番地、446番地、447番地、448番地、449番地、450番地、451番地、452番地、453番地、454番地、455番地、456番地、457番地、458番地、459番地、460番地、461番地、462番地、463番地、464番地、465番地、466番地、467番地、468番地、469番地、470番地、471番地、472番地、473番地、474番地、475番地、476番地、477番地、478番地、479番地、480番地、481番地、482番地、483番地、484番地、485番地、487番地、488番地、489番地、490番地、491番地、492番地、493番地、495番地、496番地、497番地、498番地、500番地、501番地、504番地、510番地、511番地、512番地、513番地、514番地、515番地、516番地、519番地、523番地、524番地、525番地、526番地、527番地、528番地、529番地、530番地、531番地、532番地、533番地1から4まで、534番地、535番地、536番地、537番地、538番地、539番地、540番地、542番地、543番地、544番地、545番地、546番地、547番地、548番地、549番地、550番地、551番地、552番地、553番地、554番地、555番地、556番地、557番地、558番地、559番地、560番地、561番地、562番地、563番地、564番地、565番地、566番地、567番地、568番地、569番地、570番地、571番地、572番地、573番地、574番地、575番地、576番地、577番地、578番地、579番地、580番地、581番地、582番地、584番地、585番地、

586番地、587番地、588番地、589番地、590番地、591番地、593番地、594番地、595番地、596番地、597番地、598番地、599番地、600番地、601番地、602番地、603番地、604番地、605番地、606番地、607番地、608番地、609番地、610番地、611番地、612番地1及び2、613番地、614番地、615番地、616番地、617番地、618番地、619番地、620番地、621番地、622番地、623番地、624番地、625番地、626番地、627番地、628番地、629番地、630番地、631番地、632番地、633番地、634番地、635番地、636番地、637番地、638番地、639番地、640番地、649番地、651番地、652番地、653番地、654番地、655番地、656番地、657番地、658番地、659番地、660番地、661番地、662番地、663番地、664番地、665番地、666番地、667番地、668番地1及び2、669番地、671番地、672番地、673番地、674番地、675番地、676番地、677番地、678番地、679番地1及び2、680番地、681番地、682番地、683番地、684番地、685番地、686番地、687番地、688番地、689番地、690番地、691番地、692番地、693番地、694番地、695番地、696番地、697番地、698番地、699番地、700番地、701番地、702番地、703番地、704番地、705番地、706番地、707番地、708番地、709番地、710番地、711番地、712番地、713番地、714番地、715番地、716番地、717番地、718番地、719番地、720番地、721番地、722番地、723番地、724番地、725番地、726番地、727番地、728番地、729番地、730番地、731番地、732番地、733番地、734番地、735番地、736番地、737番地、738番地、739番地、740番地1及び2、741番地、742番地、743番地、744番地、745番地、746番地、747番地、748番地、749番地、750番地、755番地、776番地、778番地、779番地、780番地、791番地、793番地、795番地、796番地、797番地、798番地、799番地、800番地、801番地、802番地、803番地、804番地、805番地、806番地、807番地、808番地、809番地、810番地、811番地、812番地、813番地、814番地、815番地、816番地、817番地、818番地、819番地、820番地、821番地、822番地、823番地、824番地、825番地、826番地、827番地、828番地、829番地、830番地、831番地、832番地、833番地、834番地、835番地、836番地、837番地、838番地、839番地、840番地、841番地、842番地、843番地、844番地、845番地、846番地、847番地、848番地、849番地、850番地、851番地、852番地、853番地、854番地、855番地、856番地、857番地、858番地、859番地1及び2、860番地1及び2、861番地、862番地、863番地、864番地、865番地、866番地、867番地、868番地、869番地、870番地、871番地、872番地、

873番地、874番地、875番地、876番地、877番地、878番地、879番地、880番地、881番地、882番地1から7まで、883番地1から3まで、884番地、885番地、886番地、887番地、888番地、889番地、890番地、891番地、892番地、893番地、894番地、895番地、896番地、897番地1及び2、898番地、899番地1及び2、900番地、901番地1から3まで、902番地1から3まで、903番地、904番地1及び2、905番地、906番地1及び2、907番地1及び2、908番地1及び2、909番地、910番地、911番地1及び2、912番地、913番地、914番地、922番地、923番地、924番地、925番地、926番地、927番地、928番地、929番地、930番地、931番地、932番地1及び2、933番地、934番地、935番地1及び2、936番地1及び2、937番地、938番地、939番地、940番地、941番地、942番地、943番地、944番地、945番地、946番地、947番地、948番地、949番地、950番地、951番地、952番地、953番地、954番地、955番地、956番地、957番地、958番地、959番地、960番地、961番地、962番地、963番地、964番地、965番地、966番地、967番地、968番地、969番地、970番地、971番地、972番地、973番地、974番地、975番地、976番地、977番地、978番地、979番地、980番地、981番地、982番地、983番地、984番地、985番地、986番地、987番地1及び2、988番地1から9まで、989番地、990番地、991番地、992番地、993番地、994番地、995番地、996番地、997番地1から3まで、998番地、999番地、1000番地、1001番地、1002番地、1003番地、1004番地、1005番地、1006番地、1007番地、1008番地、1009番地、1010番地、1011番地、1012番地、1013番地、1014番地、1015番地、1016番地、1017番地、1018番地、1019番地、1020番地、1021番地、1022番地、1023番地、1024番地、1025番地、1026番地、1027番地、1028番地、1029番地、1030番地、1031番地、1032番地、1033番地、1034番地、1035番地、1036番地、1037番地、1038番地、1039番地、1040番地、1041番地、1042番地、1043番地、1044番地、1045番地、1046番地、1047番地、1048番地、1049番地、1050番地、1051番地、1052番地、1053番地、1054番地、1055番地、1056番地、1057番地、1058番地、1059番地、1060番地、1061番地、1092番地、1093番地、1094番地、1095番地、1107番地、1108番地、1109番地、1110番地、1111番地、1112番地、1113番地、1137番地1から4まで、1138番地、1139番地、1140番地1から3まで、1141番地1から4まで、1142番地、1143番地、1144番地、1145番地、1146番地、1147番地、1148番地、1149番地、1150番地、1151番地、1152番地、1153番地、1154番地、1155番地、1156番地、1157番地、1158番地、1159番地、

1160番地、1161番地、1162番地、1163番地、1164番地、1165番地、1166番地、1167番地、1168番地、1169番地、1170番地、1171番地、1172番地、1173番地、1174番地、1175番地、1176番地、1177番地、1178番地、1179番地、1180番地、1181番地、1182番地、1183番地、1184番地、1185番地、1186番地、1187番地、1188番地、1189番地、1190番地、1191番地、1192番地、1193番地、1194番地、1195番地、1196番地、1197番地、1198番地、1199番地1及び2、1200番地、1201番地、1202番地、1203番地、1204番地、1205番地、1206番地、1207番地1及び2、1208番地、1209番地、1210番地、1211番地、1212番地、1213番地、1214番地、1215番地、1216番地、1217番地1から5まで、1218番地、1219番地1から3まで、1220番地、1221番地、1222番地、1223番地、1224番地、1225番地、1226番地、1227番地、1228番地、1229番地、1230番地、1231番地、1232番地、1233番地、1234番地、1235番地、1236番地、1237番地、1238番地1から3まで、1239番地、1240番地、1241番地1及び2、1242番地、1243番地、1244番地、1245番地、1246番地、1247番地、1248番地、1249番地、1251番地、1252番地、1253番地、1256番地、1257番地、20004番地、20011番地、20012番地、20014番地、20015番地、20016番地、道-1から6まで、道-8及び9、道-18、川-7、川-10から14まで、川-16及び17、太田西15番地、16番地1から3まで、17番地1から3まで、18番地、19番地、20番地、21番地、22番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地、32番地1及び2、33番地1から10まで、34番地1及び2、35番地、36番地1及び2、37番地1から3まで、38番地1及び2、39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、52番地1から44まで、53番地、54番地1から44まで、55番地1から3まで、55番地7から12まで、56番地1及び2、56番地5及び6、57番地、58番地、59番地、60番地、61番地、62番地、63番地、69番地2、70番地1、70番地3及び4、71番地、72番地、73番地1及び2、74番地、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地、85番地1及び2、86番地1及び2、87番地、88番地1及び2、89番地1及び2、90番地1及び2、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地、109番地1及び2、110番地、111番地、112番地、113番地、114番地、115番地、116番地1及び2、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、

124番地1、124番地3、125番地1及び2、125番地5から7まで、126番地、976番地、977番地、992番地、1001番地、1010番地、1011番地、1025番地、1026番地、1027番地、1043番地、1044番地、1066番地2、1082番地、1083番地、1103番地、1165番地、太田1の通り41番地、43番地1、45番地1及び2、46番地1及び2、47番地1及び2、48番地1及び2、49番地1及び2、50番地1及び2、51番地1及び2、52番地1及び2、53番地1及び2、54番地1から3まで、55番地1及び2、56番地、57番地1及び2、58番地、59番地1から4まで、60番地1及び2、61番地1から4まで、62番地1及び2、63番地1から5まで、64番地1から4まで、65番地1から3まで、66番地1から4まで、67番地1及び2、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地、85番地、86番地、87番地、88番地、89番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、104番地、105番地、106番地1及び2、107番地1及び2、107番地5から7まで、108番地1及び2、108番地5、109番地1及び2、109番地4、109番地8から10まで、110番地、111番地、112番地、113番地、114番地、115番地、116番地、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地、125番地、126番地、128番地2、130番地、131番地、132番地、975番地、993番地、994番地、1002番地、1003番地、1012番地、1013番地、1028番地、1029番地、1046番地、1047番地、1066番地1、1067番地、太田2の通り49番地1、51番地1、53番地1、55番地1から3まで、57番地1から3まで、59番地1から4まで、61番地1から4まで、63番地1から16まで、63番地20から22まで、63番地24、65番地1から4まで、65番地6から23まで、65番地25、67番地1から3まで、67番地5から7まで、69番地1から3まで、69番地5及び6、71番地1から3まで、71番地5及び6、73番地1から3まで、73番地5から7まで、75番地1から3まで、75番地5から9まで、77番地1から3まで、77番地5から7まで、79番地1から3まで、79番地5から8まで、81番地1、81番地3から6まで、83番地1及び2、83番地4から6まで、85番地1及び2、86番地1から7まで、87番地1から3まで、88番地1及び2、88番地4から7まで、89番地1及び2、90番地1及び2、90番地4から7まで、91番地、92番地1及び2、92番地4から6まで、93番地、94番地1から3まで、94番地5及び6、95番地、96番地1及び2、96番地4及び5、97番地、99番地、

101番地、103番地1、103番地3、104番地2、104番地7及び8、104番地12、105番地1及び2、105番地6から8まで、106番地2、106番地5、107番地1及び2、108番地2、109番地、110番地1、111番地、112番地2、112番地4、112番地6、113番地、114番地1及び2、114番地5から8まで、115番地、116番地1、116番地3及び4、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地1、124番地3、125番地、126番地1及び2、126番地4から6まで、974番地、995番地、996番地、1003番地、1004番地、1014番地、1015番地、1030番地、1048番地、1068番地、太田3の通り113番地1、113番地3、115番地2、115番地5、125番地1、太田宏陽39番地、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、50番地、51番地、乙幌6番地、7番地、8番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地、川上郡標茶町字片無去15番地、16番地、17番地2から5まで、17番地10から18まで、19番地8、20番地1から7まで、21番地5から7まで、22番地1から16まで、23番地1、23番地3から11まで、23番地13及び14、23番地17から19まで、24番地1、24番地3及び4、24番地6、25番地1、26番地1、26番地6から9まで、27番地1、27番地4から9まで、28番地1から6まで、29番地1から6まで、29番地10から12まで、30番地1、30番地5から7まで、31番地1から3まで、32番地、1007番地、3010番地、3011番地、3011番地2、字塘路245番地1及び2、246番地1及び2、246番地5及び6、246番地9から11まで、247番地1、250番地1、250番地3から5まで、251番地1、251番地3、251番地8から10まで、253番地1から3まで、253番地9から18まで、254番地1から3まで、255番地1及び2、255番地7、256番地1から12まで、257番地1及び2、257番地5及び6、258番地1から8まで、259番地1及び2、259番地7から12まで、260番地1及び2、261番地1及び2、261番地12から17まで、262番地1から6まで、263番地1、263番地3から7まで、264番地1、264番地3及び4、265番地1、265番地3、265番地6から8まで、266番地1、266番地3から5まで、267番地1、267番地4及び5、269番地1、269番地5から10まで、271番地1から3まで、272番地1から3まで、273番地1、273番地4から6まで、274番地2、277番地1から3まで、277番地6、279番地1及び2、279番地7及び8、280番地1、281番地1及び2、281番地4、282番地1から3まで、282番地5及び6、283番地1、284番地1、284番地5から7まで、285番地1、285番地6から11まで、285番地13、286番地1、286番地4

から6まで、290番地、296番地1及び2、296番地4及び5、296番地12及び13、296番地15から19まで、297番地1及び2、298番地5、299番地1、299番地3から6まで、300番地1から7まで、300番地9から11まで、300番地13及び14、301番地1及び2、301番地4及び5、301番地11から15まで、302番地2、304番地1及び2、304番地7から11まで、305番地1及び2、305番地4及び5、305番地7、305番地9から19まで、306番地1から3まで、306番地5から13まで、307番地1から10まで、308番地1及び2、309番地1から7まで、310番地1から3まで、311番地、312番地1から13まで、313番地、321番地2、321番地8、321番地21、321番地70から74まで、357番地、358番地、359番地1から3まで、360番地、364番地2、365番地、366番地、367番地、368番地1から4まで、371番地2及び3、382番地1及び2、383番地、385番地、390番地1及び2、391番地、395番地、404番地1、405番地3、412番地、413番地、414番地1から3まで、1000番地3、3000番地2、3001番地2、3002番地、3011番地2、4000番地2、4001番地、6000番地2、6001番地2、9002番地、9003番地、9004番地、9005番地、9010番地、9015番地、9018番地2、9019番地、9020番地、9021番地、字中チャンベツ241番地、242番地6から8まで、242番地10及び11、242番地23から25まで、242番地67から77まで、242番地96及び97、9032番地（厚岸町太田・南片無去地区・標茶町片無去塘路中チャンベツ地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

北海道告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和6年2月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所

浜 中 区画整理
浜鬼志別 同

北海道釧路総合振興局
北海道宗谷総合振興局

北海道告示第94号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上富良野町東中東部地区東中東部換地区の換地処分をした。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町北野地区の換地処分をした。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第96号

平成12年北海道告示第1311号（北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

西稚内漁港（稚内市）の項を次のように改める。

西稚内漁港 （稚内市）	1 船揚場のうち別図に示す10メートル	3隻以内	4月1日から 11月30日まで
	2 北防波堤のうち別図に示す54.6メートル	6隻以内	

白谷漁港（小平町）の項を削除する。

幌武意漁港（積丹町）の項中「4月1日から10月31日まで」を「4月1日から11月30日まで」に改める。

北海道告示第97号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

抜海漁港（稚内市）の項中「島防波堤、防砂堤、南防波堤、北防波堤、島防波堤西端北側

角と北防波堤西端南側角」を「島防波堤、防砂堤、南防波堤、北防波堤、島防波堤西端北側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線、北防波堤東端南側角と-2.5m物揚場北端」に改める。

礼文西漁港（鉄府地区）（礼文町）の項中「北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角」を「西防波堤、北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角」に改める。

仙法志漁港（利尻町）の項中「東防波堤、南防波堤、旧南防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤南端東側角」を「東防波堤、南防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤南端東側角」に改める。

北海道告示第98号

平成28年北海道告示第748号（漁港の区域内における遊泳禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

抜海漁港（稚内市）の項中「島防波堤、防砂堤、南防波堤、北防波堤、島防波堤西端北側角と北防波堤西端南側角」を「島防波堤、防砂堤、南防波堤、北防波堤、島防波堤西端北側角と北防波堤西端南側角を結ぶ直線、北防波堤東端南側角と-2.5m物揚場北端」に改める。

礼文西漁港（鉄府地区）（礼文町）の項中「北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角」を「西防波堤、北防波堤、東防波堤、北防波堤北端東側角と東防波堤西端北側角」に改める。

仙法志漁港（利尻町）の項中「東防波堤、南防波堤、旧南防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤南端東側角」を「東防波堤、南防波堤、東防波堤西端南側角と南防波堤南端東側角」に改める。

北海道告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字高丘198の2・373の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第100号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年2月27日

北海道知事 鈴木直道

- 河川の名称 一級河川十勝川水系陸別川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年2月27日
- 廃川敷地等の位置 (左岸) 足寄郡陸別町字陸別原野基線325番9地先から同325番4地先まで及び同327番226地先から同327番129地先まで
(右岸) 足寄郡陸別町字陸別東3条3丁目12番1地先から同字陸別東2条4丁目1番1地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 8,842.06㎡

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道釧路総合振興局長 木村英也

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
公物管理パトロールカーの賃貸借（1月当たりの単価） 7台
 - 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 契約期間 令和6年10月1日から令和12年9月30日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。
- 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月27日（火）から同年3月19日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

- 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部3階大会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和6年3月22日（金）11時（送付による場合は、同月21日

(木) 午後5時までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和5年3月20日付け北海道釧路総合振興局告示第1018号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部のホームページ
(<https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/kk/kkk/index.html>) においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をしたものを落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所 在 地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号

(3) 電 話 番 号 0154-23-6114

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 7 automobiles for public property patrol

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 22, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 21, 2024)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Kushiro Department of Public Works Management, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Futaba-cho 6-10, Kushiro, Hokkaido 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6114

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第54号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量

ア 校舎等清掃業務(A地区) 一式

イ 校舎等清掃業務(B地区) 一式

ウ 校舎等清掃業務(C地区) 一式

エ 校舎等清掃業務(D地区) 一式

オ 校舎等清掃業務(E地区) 一式

カ 校舎等清掃業務(F地区) 一式

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 令和6年4月12日から令和7年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 令和4年度又は令和5年度において、本契約と種類を同じくする通年契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日におい

て契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

(5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年2月27日（火）から同年3月12日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年4月1日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年3月29日（金）午前11時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 5に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロード

することができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

10 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 落札者と契約締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電話番号 011-204-5872

13 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a Cleaning of the premises at schools for special needs (A zone)

b Cleaning of the premises at schools for special needs (B zone)

c Cleaning of the premises at schools for special needs (C zone)

d Cleaning of the premises at schools for special needs (D zone)

e Cleaning of the premises at schools for special needs (E zone)

f Cleaning of the premises at schools for special needs (F zone)

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 1, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., March 29, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁胆振教育局告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和6年2月27日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行委託業務

ア 北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託契約（増便）

イ 北海道苫小牧支援学校スクールバス運行委託契約

(2) 資 格 スクールバス運行委託業務に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までのほか、次による。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。

(2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ている者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年2月27日（火）から同年3月11日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)並びに5の(1)及び(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電 話 番 号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁胆振教育局長 針ヶ谷 一 義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び予定数量

ア 北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託業務（増便）

室蘭コースC 1日2運行 201日

イ 北海道苫小牧支援学校スクールバス運行委託業務

(ア) 東便A 1日2運行 198日

(イ) 東・中央便 1日1運行 112日

(ウ) 東便B 1日1運行 1日

(エ) 中央便A 1日2運行 198日

(オ) 中央便B 1日1運行 1日

(カ) 西便A 1日2運行 198日

(キ) 西便B 1日1運行 1日

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間

ア (1)のア 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ (1)のイ 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、イの契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和6年北海道教育庁胆振教育局告示第16号に規定するスクールバス運行委託業務に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階大会議室B（郵送による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 令和6年3月18日（月）午前10時（送付による場合は、同月15日（金）午後5時必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）
全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。
なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)まで及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9605
- 10 Summary
- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a The school bus operation contract of Hokkaido Muroran Special Needs School School Bus Subcontracting Service (Muroran course C) twice/day 201days
- b The school bus operation contract of Hokkaido Tomakomai Special Needs School
- (A) School Bus Subcontracting Service (East course A) twice / day 198 days
- (B) School Bus Subcontracting Service (East, middle course) once / day 112 days
- (C) School Bus Subcontracting Service (East course B) once / day 1 day
- (D) School Bus Subcontracting Service (Middle course A) twice / day 198 days
- (E) School Bus Subcontracting Service (Middle course B) once / day 1 day
- (F) School Bus Subcontracting Service (West course A) twice / day 198 days
- (G) School Bus Subcontracting Service (West course B) once / day 1 day
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 18, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2024)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-chome 1-4, Kaigan-cho, Muroran Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁渡島教育局告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和6年2月27日に一般競争入札の公告を行う北海道函館養護学校スクールバス運行業務契約
- (2) 資 格 北海道函館養護学校スクールバス運行業務契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号口に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、申請日以前の過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、適切に業務を完了したものであること。

なお、申請日現在において契約期間中である者については、申請日の時点で契約不履行又は契約違反がないものであること。

- (2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 次の仕様を満たした貸切りのバスを同時に運行できること。

大型バス2台

- ア 座席数 23席以上(補助席を除く)、車椅子・バギー固定スペース5台以上
- イ 装備品 車椅子昇降用リフト、車椅子・バギー固定用金具及び座席用幅広胸ベルト

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年2月27日(火)から同年3月12日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時(最終日のみ正午)までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ(<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>)においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当

該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のAからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電 話 番 号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道函館養護学校スクールバス運行業務
- | | |
|------------------------|------|
| ア Aコース(1日2便)(1日当たりの単価) | 203日 |
| イ Bコース(1日3便)(1日当たりの単価) | 114日 |
| ウ Bコース(1日2便)(1日当たりの単価) | 89日 |
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁渡島教育局告示第14号に規定する北海道函館養護学校スクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
(送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室)
- (2) 入 札 日 時 令和6年3月21日(木)午前10時(送付による場合は、同月

19日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年2月27日付け北海道教育庁渡島教育局告示第17号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成を要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

(1) 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることを確認する。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of the Hokkaido Hakodate Special Needs School

a Course A (2 times a day) 203 services

b Course B (3 times a day) 114 services

c Course B (2 times a day) 89 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 21, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和6年2月27日に一般競争入札の公告を行う北海道七飯養護学校スクールバス運行業務契約

(2) 資 格 北海道七飯養護学校スクールバス運行業務契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、申請日以前の過去2年間において、種類を同じくする契約を締結し、適切に業務を完了したものであること。

なお、申請日現在において契約期間中である者については、申請日の時点で契約不履行又は契約違反がないものであること。

(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。

(3) 次の仕様を満たした貸切りのバスを同時に運行できること。

大型バス 4台

ア 座席数 45席以上（補助席を除く）

イ 添乗員 各2名

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年2月27日（火）から同年3月12日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電話番号 0138-47-9029

北海道教育庁渡島教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年2月27日

北海道教育庁渡島教育局長 山下 幹 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

北海道七飯養護学校スクールバス運行業務

ア 5号線コース（1日3便）（1日当たりの単価） 101日

イ 5号線コース（1日2便）（1日当たりの単価） 101日

ウ 産業道路コース（1日2便）（1日当たりの単価） 202日

エ 五稜郭コース（1日3便）（1日当たりの単価） 101日

オ 五稜郭コース（1日2便）（1日当たりの単価） 101日

カ 北斗市コース（1日3便）（1日当たりの単価） 101日

キ 北斗市コース（1日2便）（1日当たりの単価） 101日

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁渡島教育局告示第16号に規定する北海道七飯養護学校スクールバス運行契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室
（送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年3月21日（木）午前10時（送付による場合は、同月19日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和6年2月27日付け北海道教育庁渡島教育局告示第15号

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ (<https://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成を要する。(落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

(1) 全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額)が最低であるものを落札者とする。

(2) 入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局に届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額(単価)であることを確認をする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号

(3) 電 話 番 号 0138-47-9029

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : The school bus services contract of the Hokkaido Nanae Special Needs School

a Course 5gosen (3 time a day) 101 services

b Course 5gosen (2 times a day) 101 services

c Course Sangyodoro (2 times a day) 202 services

d Course Goryokaku (3 time a day) 101 services

e Course Goryokaku (2 times a day) 101 services

f Course Hokutoshi (3 times a day) 101 services

g Course Hokutoshi (2 times a day) 101 services

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 21, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 19, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan

Phone : 0138-47-9029